

京都市環境基本計画の改定状況について

1 京都市環境基本計画の改定についての審議経過

平成26年度第2回京都市環境審議会（平成27年3月27日）において、市長から「京都市環境基本計画の改定について」の諮問を受け、これまでに環境基本計画改定検討部会（以下「検討部会」という。）を4回開催し、改定内容の審議を重ね、市長に対する答申案を資料1-3のとおり作成した。

<改定の経過>

3月26日	平成26年度第2回京都市環境審議会（諮問）
5月7日	第1回検討部会 計画改定に関する基本的な考え方等について審議
8月5日	平成27年度第1回京都市環境審議会（部会から検討状況の報告）
（同日）	第2回検討部会 目指す環境像、長期的目標及び基本施策等について審議
8月下旬	環境基本計画に関する市民意見聴取（ワークショップ）
	① 小中学生対象（8月22日 参加者46人（小学生25人、保護者21人））
	② 一般市民対象（8月29日 参加者30人）
	（資料1-2）ワークショップでの御意見）
10月6日	第3回検討部会 環境指標、環境配慮指針、進捗管理及び計画骨子素案について審議
11月24日	第4回検討部会 市長答申案について審議

2 新たな環境基本計画について

(1) 改定に当たっての基本的な考え方

- ・ 現行計画との継続性を重視しつつ、環境の保全に関する施策を概括的に定めた、分かりやすく、親しみやすい計画とすることで、より多くの市民や事業者等の積極的な環境保全への取組を促すこととする。
- ・ 上位計画である「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」との整合を図るとともに、環境分野の個別計画（「京都市地球温暖化対策計画」、「京都市循環型社会推進基本計画（新・京都市ごみ半減プラン）」、「京都市生物多様性プラン」等、以下同様）に掲げる施策の方向性を示すこととする。

(2) 改定のポイント

- ・ 今後、持続可能な社会を実現するうえで最大の鍵となるのは、市民・事業者等の環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化であり、そのためには、環境教育や協働取組の推進により、環境保全を総合的に推進することが必要であることを踏まえ、“ひとづくり・しくみづくり”を、環境分野を横断する長期的目標として掲げることとする。
- ・ 現行計画策定後10年が経過する中で、重要性を増してきている課題として、「エネルギー政策の推進」「生物多様性の保全」「2Rと分別・リサイクルの促進によるごみの減量」を盛り込むこととする。

3 京都市環境基本計画答申案の概要について（資料1-3 京都市環境基本計画答申案）

<章構成>

- I はじめに
- II 京都市が目指す環境像
- III 新環境基本計画に掲げるべき施策
- IV 環境配慮指針
- V 新環境基本計画の進行管理

<内容>

(1) 目指す環境像（資料1-3 京都市環境基本計画答申案 2ページの「II」）

新たな環境基本計画の目指す環境像には、「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」に掲げる環境分野の未来像である「地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」を掲げられたい旨記載する。

(2) 施策体系（資料1-3 京都市環境基本計画答申案 3～7ページの「III」）

① 長期的目標と基本施策

- ・ 目指す環境像の実現に向け、環境分野別の3つの「長期的目標」を掲げ、この下に具体的な施策や取組を推進するに当たっての方向性を示す「基本施策」を設けられたい旨記載する。

長期的目標1 かしこくエネルギーを利用する低炭素のまち

- ・ 省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの普及拡大等による地球温暖化対策の推進

長期的目標2 自然環境と調和した快適で安全・安心なまち

- ・ 公害のない安全・安心な生活環境の保全
- ・ 生物多様性の恵み豊かな自然環境の保全
- ・ 文化や自然環境と調和した京都人らしい快適生活の確保

長期的目標3 資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図る循環型のまち

- ・ 2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱としたごみ減量の推進
- ・ 廃棄物の適正処理とエネルギーとしての有効利用

- ・ 上記の3つの環境分野を横断する「長期的目標」を掲げ、この下に環境教育・学習や環境保全行動や協働取組の促進に関する「基本施策」を設けられたい旨記載する。

長期的目標4 環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり

- ・ 環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成
- ・ 広範な主体の協働による環境保全活動の促進
- ・ 地産地消をはじめとする環境にやさしい社会経済のしくみづくり
- ・ 他都市との連携及び国際的な取組の推進

② 環境指標

計画の進行状況を測る指標（環境指標）について、新たに長期的目標ごとに、市民の実感度を測る指標（主観指標）を設定するとともに、代表的なものに絞り込んだ数値による指標（客観指標）を設定し、主観・客観の両面からの評価を行われたい旨記載する。

(3) 環境配慮指針（資料1-3 京都市環境基本計画答申案 8～9ページ「IV」）

環境に負荷を与える要因となる行為や影響は、日常生活や事業活動の様々な場面により、内容・程度も異なり、すべてを網羅することは難しいことから、主体ごとに、環境への配慮に関する基本的な考え方（環境配慮事項）として環境配慮指針を示すことで、環境にやさしい行動を自主的かつ積極的に実践されるよう、促されたい旨記載する。

4 今後のスケジュール

- 1 2月16日 市長答申（16時15分～ 出席予定：内藤会長，小幡部会長）
- 1 2月下旬～ パブリック・コメントの実施（～1月下旬）
- 3月下旬 改定計画の公表